在留管理情報担当	一　前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（電子申請を行った外国人に送付する在留資格認定証明書に係る事務に限る。）及び第十三号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十二号に掲げる事務		
就労審査第一担当	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十二号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務		
就労審査第二担当	就労（就労審査第一担当が分担する事務の欄に掲げる在留資格及び特定技能並びに技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十二号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務		
就労審査第三担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一まで及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十三号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務		

在留管理情報担当	前項第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十六及び第十九条の十七の規定に掲げる事務に限る。）及び第三十二号に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十号に掲げる事務		
就労審査第一担当	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人について、前項第五号、第七号、第八号、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十二号及び第三十二号に掲げる事務		
就労審査第二担当	就労（就労審査第一担当が分担する事務の欄に掲げる在留資格及び特定技能並びに技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号、第八号、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十二号及び第三十二号に掲げる事務		
就労審査第三担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号、第八号、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務		